

体罰のない社会を実現するための取組方針

令和2年8月21日

「体罰のない社会を実現するための基本方針」に基づき、尼崎市及び尼崎市教育委員会は、以下の取組を地域住民、保護者、その他子どもに関わるあらゆる機関と緊密に連携し、推進するものとします。

1 取組方針

- (1) 尼崎市及び尼崎市教育委員会（学校園を含む。以下、同じ。）は、子どもに関わるすべての大人及び子どもたちが、体罰に関する知識を学ぶ機会を設けるなど、体罰を容認する風土の一掃に努める。
- (2) 尼崎市及び尼崎市教育委員会は、親や教員等が子どもたちと向き合い、体罰によらない指導ができるよう環境を整え、また、親や教員等をサポートするための取組を推進する。
- (3) 尼崎市及び尼崎市教育委員会は、子どもに関わるすべての大人及び子どもたちが、体罰を知ったときには、直ちに、安心して通報できる仕組みを充実させるとともに、独立性と専門性をもった第三者機関の設置など、迅速に適切な対応をとれる体制を構築する。

以 上